2025年4月版

外貨建 エブリバディ プラス Everybody Plus

バランスタイプ

5年ごと利差配当付利率変動型一時払特別終身保険（指定通貨建）

商品内容やリスクを解説した動画、予定利率や為替レート等をホームページでご覧いただけます。

スマートフォンからアクセスできます（一部機種除く）。

契約締結前交付書面（契約概要・注意喚起情報）兼 商品パンフレット

この商品は明治安田生命保険相互会社を引受保険会社とする生命保険です。
預金とは異なり、また、元本割れすることがあります。

この商品は、保険金等を円でお受け取りいただく場合、為替レートの変動により損失が生じるおそれがあります。また、指定通貨のままお受け取りいただく場合でも、お客さまにご負担いただく諸費用があることや、解約返戻金に適用される市場価格調整のため、損失が生じるおそれがあります。

ご契約前に必ずお読みください。

○「契約締結前交付書面（契約概要・注意喚起情報）」は、ご契約のお申し込みに際しての重要な事項を記載しています。ご契約前に十分にお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申し込みください。

○特に、保険金等をお支払いできない場合等、お客さまにとって不利益な情報が記載された部分については、必ずご確認ください。

○ご契約内容に関する詳細は「ご契約のしおり　定款・約款」に記載しておりますのであわせてご確認ください。

明治安田

この商品はまとまった資金を外貨建で長期（10年目安）に運用しながら、終身にわたる死亡保障を準備するための外貨建一時払終身保険です。

みなさまの想いにお応えします。

少しでも**高い利回り**の商品で運用したい

円と比べて高利率の外国通貨で運用できます!

- 指定通貨は米ドルまたは豪ドルから選択できます。
- 積立金は指定通貨建で期間の経過とともに増加します。
- 契約日から10年ごとの解約返戻金が指定通貨建で確定します。

➔ 運用のしくみは 7･8ページへ

万一の際は**家族にのこしたい**

契約日から5年後に死亡保険金が増加します!

- かんたんな職業告知でご加入いただけます。
- 死亡保険金には非課税枠（500万円×法定相続人の数）があります。

※この取り扱いは、2025年3月現在の税制に基づいており、将来変更される場合があります。

➔ 保障のしくみは 5･6ページへ

あわせてこちらもご覧ください。

➔ 費用・リスクは 2～4ページへ
➔ アフターフォローは 9～12ページへ
➔ 用語説明は 13･14ページへ

この商品にかかる費用について

この商品には、ご契約者または保険金受取人にご負担いただく費用があります。➔くわしくは23･24ページへ

例 一時払保険料を円でお払い込みいただき、解約返戻金を円で受け取る場合

※保険料は指定通貨でお払い込みいただくこともできます。また、解約返戻金は指定通貨で受け取ることもできます。

資金の流れ

一時払保険料（円）

円を指定通貨に交換

指定通貨（米ドルまたは豪ドル）の利回りで運用

解約返戻金（指定通貨）

指定通貨を円に交換

解約返戻金の円換算額（円）

必要となる費用

一時払保険料を円で払い込むとき

■為替手数料

円入金特約を付加して、一時払保険料を円で払い込む場合に適用する明治安田所定の為替レートには、為替手数料が反映されています。この為替手数料はお客さまのご負担となります。

円入金特約における為替レート：TTM*+25銭

契約時および保険期間中

A.契約初期費用

ご契約の締結にかかる費用	基本保険金額に対して3.80%を乗じた金額を契約時に控除します。

B.保険契約関係費用

以下の費用を積立金から毎年控除します。

ご契約の維持・管理にかかる費用	被保険者の契約年齢、性別およびご契約後の経過期間等により異なるため、表示しておりません。
保険金等にかかる費用	

「契約初期費用」「保険契約関係費用」は一時払保険料以外に別途お払い込みいただくものではありません。死亡保険金額や解約返戻金額等は、すでにこの費用が差し引かれた後の金額となります。

■この商品では、解約時に控除される費用はありません。

解約返戻金を円で受け取るとき

■為替手数料

円支払特約を付加・適用して、解約返戻金を円で受け取る場合に適用する明治安田所定の為替レートには、為替手数料が反映されています。この為替手数料はお客さまのご負担となります。

円支払特約における為替レート：TTM*−25銭

*TTMについてくわしくは、14ページをご覧ください。

※円支払特約における為替レート（TTM−25銭）は将来変更される場合があります。

この商品にかかるリスクについて

この商品には主に以下の
リスク（損失が生じるおそれ）があります。

種類	対象となるリスク
死亡保険金 *1	❶為替リスク
解約返戻金 *2	❶為替リスク・❷金利変動リスク

*1 災害死亡保険金・死亡給付金・死亡保険金のことをいいます。
*2 解約・減額時の返戻金のことをいいます。

❶ 為替リスク

この商品は外貨建のため、「ご契約時の為替レート」と「死亡保険金や解約返戻金等の受取時の為替レート」に差が生じることにより、死亡保険金や解約返戻金等の円換算額が、一時払保険料の円換算額（円で払い込まれた場合は、円で入金した金額）を下回り、**損失が生じるおそれがあります。**

■為替リスクの例（米ドルの場合）

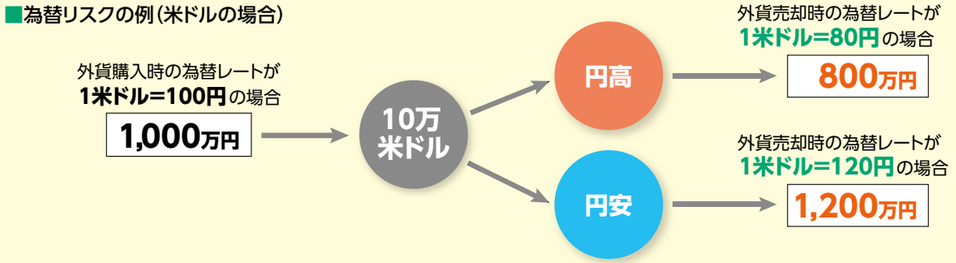

❷ 金利変動リスク（市場価格調整）

この商品は、積立金を米ドル建または豪ドル建の固定金利の債券等で運用していますが、債券の満期（償還）を待たずに売却する場合は、市場金利の情勢に応じて売却価格が変動します。この債券の価値の変動を解約返戻金額に反映させる市場価格調整を、この商品では適用します。
そのため、解約返戻金額が基本保険金額を下回り、**損失が生じるおそれがあります。**

■市場金利の変動が債券価格に影響を与えるイメージ

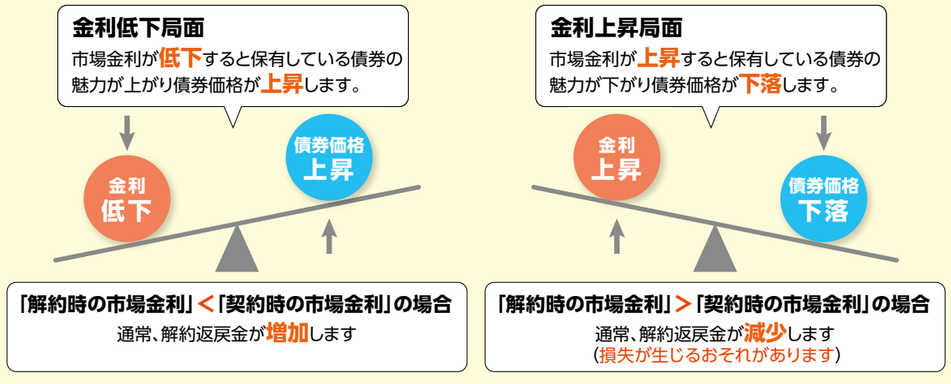

⚠ **この保険における「為替リスク」および「金利変動リスク」は、ご契約者または保険金受取人が負います。**

→くわしくは24ページへ

市場価格調整とは？

→くわしくは20ページへ

市場価格調整とは、市場金利の情勢に応じた運用資産の価値の変動を解約返戻金額に反映させる手法をいいます。このため、解約する際の市場金利に応じて、解約返戻金が増減します。

市場価格調整のポイント

❶「解約時の市場金利」＞「契約時の市場金利」となる場合、通常、解約返戻金は**減少**します。
❷「解約時の市場金利」＜「契約時の市場金利」となる場合、通常、解約返戻金は**増加**します。

※上記の内容は変動のイメージを示したものです。
具体的な解約返戻金の計算方法については20ページをご覧ください。

■市場価格調整のイメージ

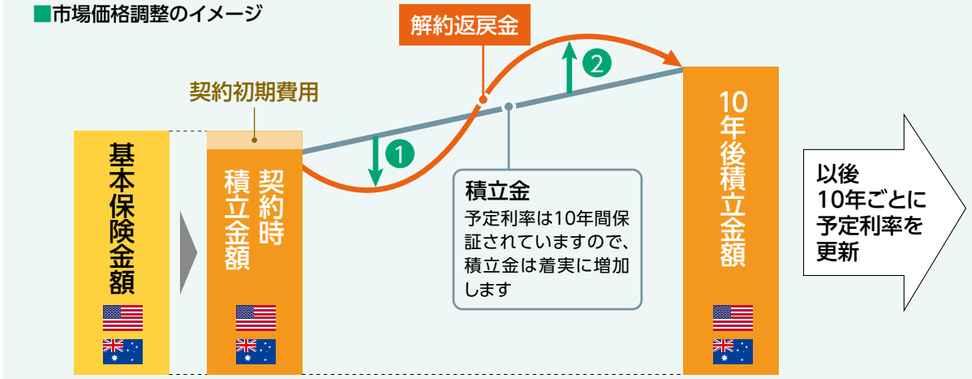

市場価格調整の非適用期間

契約日から10年ごとの解約返戻金が外貨建で確定します

以下の Ⓐ および Ⓑ の期間の解約返戻金は、市場価格調整が適用されないため、積立金と同額となります。よって、市場価格調整による解約返戻金の増減はありません。

Ⓐ 予定利率計算基準日の直前の1ヵ月間　Ⓑ 最後の予定利率計算基準日以後

外貨建 エブリバディ プラス Everybody Plus バランスタイプ の保障のしくみ

⚠ この商品はお客さまにご負担いただく諸費用があります。さらに、為替の影響および解約・減額時の市場金利の情勢によっては、損失が生じるおそれがあります。→くわしくは23・24ページへ

特徴1 第1保険期間は指定通貨建で基本保険金額が最低保証されます

- 第1保険期間（契約日から5年）の災害死亡保険金は**基本保険金額を上回ります。**
- 死亡給付金は抑えられていますが、**指定通貨建で基本保険金額が最低保証されます。**

⚠ **最低保証額は指定通貨建であり、円建での保証はありません。**

特徴2 契約日から5年後に保障が増加します

- 第2保険期間開始日（契約日から5年後）に災害死亡保険金と死亡保険金が同額となり、災害以外で死亡されたときの**保障が増加します。**

⚠ **第2保険期間は災害死亡時　の割増はありません。**

特徴3 10年ごとの予定利率更新により保障のさらなる増加が期待できます

- 契約日から10年ごとの予定利率計算基準日に更新される予定利率が最低保証予定利率（0.25%）を上回った場合、**死亡保険金がさらに増加します。**
- 一度増加した死亡保険金は、その後減ることはありません。

⚠ **最後の予定利率計算基準日を過ぎると、予定利率を更新しないため、死亡保険金は増加しません。**

【保障のしくみ】
（イメージ図）

お支払いする死亡保険金額	第1保険期間			第2保険期間
	災害で死亡されたとき	災害以外で　死亡されたとき		
	Bまたは Dのいずれか大きい金額	A、C または D	のいずれか大きい金額	Eまたは Dのいずれか大きい金額

⚠ このイメージ図は米ドル建または豪ドル建の記載となります。

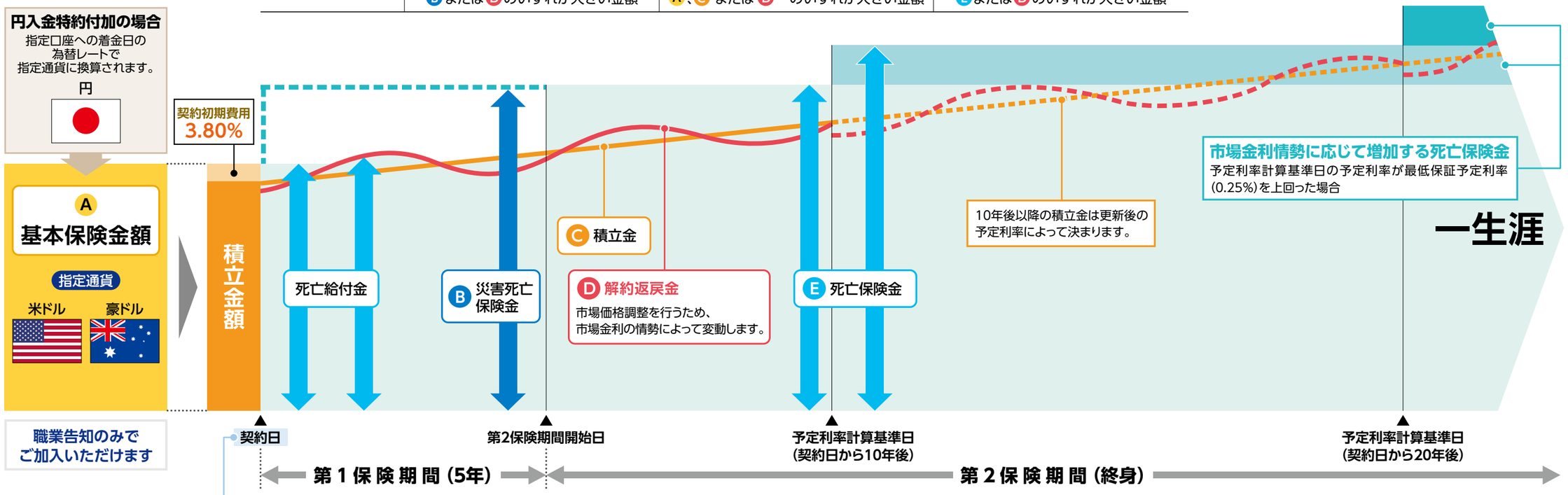

⚠ **市場金利情勢等によっては、お取り扱いの内容が変更となる場合があります。**

→この商品の**運用のしくみ**は7・8ページへ

外貨建 エブリバディ プラス Everybody Plus バランスタイプ の運用のしくみ

⚠ この商品はお客さまにご負担いただく諸費用があります。さらに、為替の影響および解約・減額時の市場金利の情勢によっては、損失が生じるおそれがあります。→くわしくは23・24ページへ

特徴1 積立金は指定通貨建で着実に増加します

- 積立金は指定通貨建で**期間の経過とともに増加します。**
- 積立金算出の基準となる予定利率は契約日から**10年間適用**され、その後は**10年ごとに更新**されます。そのため、10年ごとの積立金は**契約日および予定利率計算基準日に確定します。**

⚠ **・ご契約時にご契約の締結に必要な費用が差し引かれますので、ご契約後一定期間内は積立金が基本保険金額を下回ります。**
・一時払保険料や積立金が予定利率でそのまま複利運用されるものではありません。

特徴2 契約日から10年ごとの解約返戻金は積立金と同額となります

- 解約返戻金は**積立金を基準として**、**市場価格調整を適用**して、指定通貨建で算出されます。ただし、予定利率計算基準日の直前の1ヵ月間は市場価格調整がゼロとなるため、**積立金と同額となります。**
- 解約返戻金は**指定通貨建のほか、円建でも受け取れます。**
- MYほけんページ で**運用状況の確認や即日解約ができます。**

→MYほけんページについてくわしくは9ページへ

⚠ **市場価格調整により算出された解約返戻金が、基本保険金額を下回ることがあります。**

特徴3 10年ごとの予定利率更新により保障のさらなる増加が期待できます

- 契約日から10年ごとの予定利率計算基準日に更新される予定利率が最低保証予定利率（0.25%）を上回った場合、**死亡保険金がさらに増加します。**
- 一度増加した死亡保険金は、その後減ることはありません。

⚠ **最後の予定利率計算基準日を過ぎると、予定利率を更新しないため、死亡保険金は増加しません。**

【運用のしくみ】
（イメージ図）

⚠ **このイメージ図は米ドル建または豪ドル建の記載となります。**

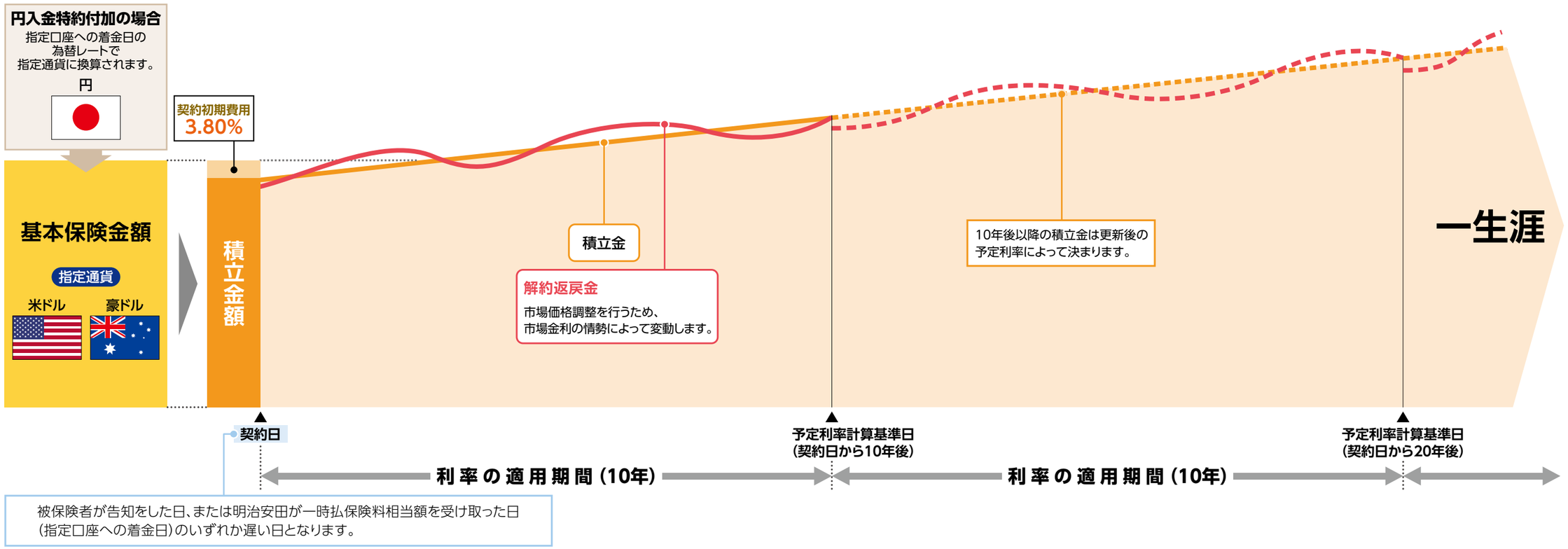

⚠ **市場金利情勢等によっては、お取り扱いの内容が変更となる場合があります。**

→この商品の保障のしくみは5・6ページへ

I 商品パンフレット

アフターフォローについて

お客さま専用サイト
MYほけんページ

MYほけんページの登録方法については33・34ページをご覧ください。

「MYほけんページ」では、ご契約内容の確認やお手続き等ができます

ご契約内容がわかる

家からでも外出先からでも契約内容・解約返戻金を確認できます*1

即日解約ができる

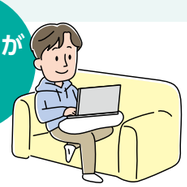

当日の為替レートで解約手続きができます*2

メールで案内が届く

運用状況等のご契約情報をメールでお知らせします*3

【WEB解約の受付時間は次のとおりです】

	米ドル建	豪ドル建
WEB解約	月曜～金曜 10:30～23:00	月曜～金曜 11:00～23:00

*1 当日の円支払特約における明治安田所定の為替レート(指定通貨→円)は、米ドルは10:30頃、豪ドルは11:00頃に反映します。
*2 WEBでの解約手続きには、送金口座とワンタイムパスワードを受信するための携帯電話番号の事前登録が必要です。また、WEBでの解約手続きは円貨での受け取りのみです。
*3 MYほけんページへのメールアドレスの事前登録が必要です。

ホームページ(チャットサービス等)

手続き方法の確認などのご質問については、
ホームページにある
「チャットボット」や「よくあるご質問」もご活用ください。

チャットボットのご利用はこちら

よくあるご質問のご利用はこちら

電話サービス

ご契約内容がわかる

契約内容・解約返戻金を確認できます*4

即日解約ができる

当日の為替レートで解約手続きができます*5

*4 当日の円支払特約における明治安田所定の為替レート(指定通貨→円)は、米ドルは10:30頃、豪ドルは11:00頃に反映します。
*5 電話での解約手続きは月曜～金曜のみとなります。また、電話での解約手続きは円貨での受け取りのみです。

⚠ 電話解約の手続きには、**送金口座・暗証番号の事前登録が必要です。**

明治安田
コミュニケーションセンター
ようこそ ハロー
0120-453-860
月曜～金曜 9:00～18:00
土曜 9:00～17:00
(いずれも祝日・年末年始を除く)

【電話解約の受付時間は次のとおりです】

	米ドル建	豪ドル建
電話解約	月曜～金曜 10:30～18:00	月曜～金曜 11:00～18:00

※これらのサービス・取扱条件は、2025年4月現在のものであり、将来変更される場合があります。

ご契約後の明治安田からのご案内

ご契約後	**①生命保険証券・保険証券付属書** ●送付方法：簡易書留 ●発送時期：通常、契約成立後3営業日程度で発送 ※ただし、お申込内容により、さらに日数を要する場合があります。
	②【MYほけんページIDのお知らせ】または【MYほけんページIDのご案内】 ●発送時期：契約成立後2週間程度で発送 ※送金口座の登録状況等により通知名称は異なります。 通知に記載のIDでMYほけんページをご利用ください。
	③生命保険料控除証明書(控除証明書はご契約年のみの発送) ●1月1日から9月30日までのご契約 → 9月下旬～10月下旬頃に発送 ●10月1日から12月31日までのご契約 → ご契約成立後に随時発送
保険期間中	**④明治安田からのお知らせ** ●年1回発送いたします。

※上記に記載された以外もご案内されることがあります。
※これらのサービス・取扱条件は、2025年4月現在のものであり、将来変更される場合があります。

みんなの健活サービス

明治安田は、「健康に向けた前向きな活動=健活」に一緒に取り組む「みんなの健活プロジェクト」の一環として、病気の予防・早期発見や重症化予防等に役立つさまざまなサービスをご用意しています。

明治安田のサービスはWEB（MYほけんページ）および電話でご利用いただけます。

MYほけんページにて ご利用いただけるサービスです。

明治安田ホームページからアクセスしてください。

電話で ご利用いただけるサービスです。

お手元にMY ほけんページ ID もしくは生命保険証券番号のいずれかをご用意ください。

早期発見・受診・治療

検診予約サービス

“けんしん”（健康診断・がん検診）を全国の医療機関から比較検討することができます。価格、検査コース等の条件を設定し、WEBからかんたんに検索・予約できます。

提供:マーソ（株）

オンライン診療サービス

ご自宅等にいながら、インターネットを通じて病院やクリニックの診療を受けていただくことができます。

提供:（株）MICIN

専門家による電話相談

24時間健康相談サービス

ご自身やご家族の健康に関する電話相談を24時間いつでも無料でお受けいたします。

提供:ティーペック（株）

介護相談サービス

ケアマネジャーや社会福祉士等が、介護に関するご相談を 24 時間無料でお受けいたします。

提供:明治安田システム・テクノロジー（株）　介護の広場本部/ティーペック（株）

※上記のサービスの他にも、お客さまの健康状態に応じた幅広いラインアップをご用意しています。

サービスのご利用については、MYほけんページでご確認いただくか 明治安田コミュニケーションセンターにお問い合わせください。

※「みんなの健活サービス」は、各業務委託先が提供しており、サービス内容・品質については明治安田生命保険相互会社が保証するものではありません。サービスのご利用は、お客さまの判断のもとに行ってください。万一、サービス提供を受けた結果、損害・紛争が発生しても明治安田生命保険相互会社は責任を負いかねます。
※サービスのご利用には所定の条件がございます。ご要望にそえない場合もございますので、ご利用条件の詳細、ご不明な点は各業務委託先へお電話等にてご相談ください。
※サービスのご利用には「健康・医療・介護等に関するサービス取扱規定」が適用されます。
※サービスの内容は2025年4月現在のものであり、予告なく中止、変更される場合がありますのであらかじめご了承ください。

～確実なお支払いのための取り組み～

お客さまに確かな安心をお届けするためにご高齢者にも優しい制度をご用意しています。

MY安心ファミリー登録制度

MYほけんページから登録いただけます!

あらかじめご契約者以外の連絡先（第二連絡先）を登録いただくことで、明治安田からお客さまへの連絡をしっかりフォローします。

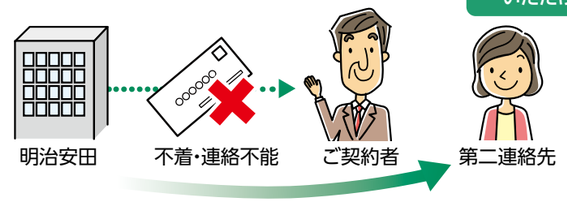

ご契約者に連絡がとれない場合、第二連絡先にご契約者の連絡先を確認

お客さまの声

手続きのために子どもに連絡すると「『音信なし』が元気な証拠と思っていたけれど、何があるかわからないから、今後は時々電話するよ」と、連絡を取りあう良いきっかけになりました（80代女性）

MY長寿ご契約点検制度

保険金等を確実にお支払いするため、長寿の節目を迎えられるご契約者に、保険金等のご請求やご連絡先・受取人変更の有無を確認する明治安田独自の制度です。

■ ご契約点検の流れ

1 「長寿点検のお知らせ」の郵送
↓ 1で返信がない場合
2 電話連絡による確認
↓ 2で連絡がとれない場合
3 訪問による確認 ※90歳以上のお客さま

77歳（喜寿）　90歳（卒寿）　99歳（白寿）　108歳（茶寿）　111歳（皇寿）

「MYアシスト+（プラス）」制度

生命保険のお手続きの際に加齢等に伴う視力・聴力の低下や長期療養および後遺症等により、自筆困難等のご自身でのお手続きが難しいお客さまをサポートします。

※お客さまに意思能力があることが前提です
※新契約のお手続きは除きます

サポートメニュー　お手続きの内容に応じて…

明治安田職員による代筆

ご自宅等に明治安田職員が訪問し、お手続きの代筆をいたします
※本制度に登録がなくても明治安田職員による代筆の利用は可能です

「MYアシスト+（プラス）」制度にお申し込みいただくと…

登録番号からお客さまを特定し、担当者がご相談内容を確認いたします

さらにアシスト・デスクを用意

ご契約内容やお手続きについて、専任の担当者が電話やメールで直接回答いたします

ご契約関係者の連絡先登録

MYほけんページから登録いただけます!

ご契約関係者（被保険者・受取人）のご連絡先を新たに登録いただくことで
請求権利者と直接連絡をとることが可能となり、より確実・迅速なお支払いを実現いたします。

〔例〕

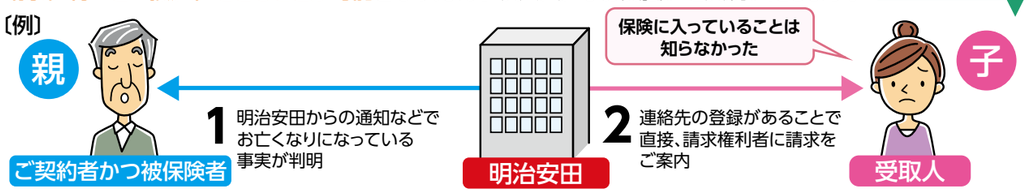

※これらのサービス・取扱条件は、2025年4月現在のものであり、将来変更される場合があります。

用語説明

一時払保険料	保険契約締結のお申し込みの際にお払い込みいただく金額のことをいい、円入金特約を付加した場合は円で、付加しない場合は指定通貨でお払い込みいただきます。
基本保険金額	この保険の保険金等を支払う場合の基準となる外貨建の金額のことをいい、一時払保険料が円の場合はお払込金額の指定通貨換算額、一時払保険料が指定通貨の場合はお払込金額と同額となります。
第 1 保険期間	契約日から起算した5年間をいいます。
第 2 保険期間	第 1 保険期間満了日の翌日から終身をいいます。
積立金	将来の保険金等の支払いのために、明治安田が積み立てる金額です。契約初期費用・保険契約関係費用を差し引いた後の金額であり、期間の経過とともに増加します。
解約返戻金	ご契約を解約・減額された場合にご契約者にお支払いする金額です。この商品は、積立金を基準として市場価格調整を適用して解約返戻金額が算出されます。円支払特約を適用することで、解約返戻金を円でお受け取りいただくこともできます。
予定利率	保険金額等を算出する際に基準となる利率のことをいいます。毎月２回（1日と16日）、指定通貨、契約日または予定利率計算基準日における被保険者の年齢に応じて設定します。契約日が申込日と異なる場合は、契約日の予定利率が適用されます。具体的な利率は、「生命保険ご提案書」等をご確認ください。
予定利率 計算基準日	予定利率を更新する日をいい、契約日から10年ごとの年単位の契約応当日とします。適用された予定利率・被保険者の年齢および性別に応じて、次の予定利率計算基準日の前日までの指定通貨建の死亡保険金額および積立金額が確定します。
市場金利情勢に応じて 増加する死亡保険金	契約日から10年ごとに更新される予定利率が、最低保証予定利率（0.25%）を上回った場合、死亡保険金が増加します。予定利率が0.25%の場合は増加しません。なお、一度増加した死亡保険金は、その後減ることはありません。
契約年齢	契約日におけるご契約者または被保険者の満年齢のことをいいます。 特に指定のない場合、本資料では契約日における被保険者の満年齢をさします。
TTM	TTM（対顧客電信売買相場仲値）は、金融機関で外貨を売買する際の基準レートのことをいい、この商品では明治安田所定の金融機関が公示する値を適用します。対顧客電信売相場（TTS）と対顧客電信買相場（TTB）の中間の値となります。

I 商品パンフレット

契約概要

■「契約概要」には、商品内容に関する重要な事項のうち、特にご確認いただきたい事項を記載しています。
■「契約概要」に記載されたお支払事由や給付に際しての制限事項は、概要や代表の事例を示しています。お支払事由の詳細や制限事項等についての詳細ならびに主な保険用語の説明等については、「ご契約のしおり　定款・約款」に記載しておりますのでご確認ください。

1 引受保険会社の名称と住所等について

■ **名　称**　明治安田生命保険相互会社
■ **住　所**　〒100-0005　東京都千代田区丸の内2 - 1 - 1
■ **連絡先**　明治安田コミュニケーションセンター　TEL 0120-453-860
ホームページアドレス　https://www.meijiyasuda.co.jp/

2 商品の特徴について

■ 保険商品の名称（正式名称）

5年ごと利差配当付利率変動型一時払特別終身保険（指定通貨建）

■ 商品の特徴

この保険は、生涯にわたる保障をご準備いただける保険であり、以下の特徴があります。

- ご契約時に指定通貨として米ドル・豪ドルのうちどちらかを指定いただきます。この保険における死亡保険金や解約返戻金等は、指定通貨建で算出されます。
- 第１保険期間（契約日から5年）の死亡給付金を抑えることで、第2保険期間（第1保険期間満了日の翌日から終身）の死亡保険金を大きくしています。
- 予定利率計算基準日における予定利率が最低保証予定利率を上回る場合は、死亡保険金が増加します。
- 積立金は、指定通貨建で着実に増加します。また、解約返戻金は、積立金を基準として、市場価格調整を適用して算出します。

参照 この商品の費用・リスクについては23・24ページをご覧ください。

3 保障内容について

■ 保険金等のお支払事由

保険金の種類		お支払いする場合	お支払額	受取人
第1保険期間	災害死亡保険金	被保険者が第1保険期間中に、不慮の事故により、その事故の日から180日以内に死亡したとき、または、所定の特定感染症で死亡したとき	次のいずれか大きい金額 ・基本保険金額に基づき計算される金額❶ ・被保険者が死亡した日の解約返戻金額	死亡保険金受取人
	死亡給付金	被保険者が第1保険期間中に死亡した場合で、かつ、災害死亡保険金が支払われないとき	次のいずれか大きい金額 ・基本保険金額 ・被保険者が死亡した日の積立金相当額 ・被保険者が死亡した日の解約返戻金額	
第2保険期間	死亡保険金	被保険者が第2保険期間中に死亡したとき	次のいずれか大きい金額 ・基本保険金額に基づき計算される金額❶❷ ・被保険者が死亡した日の解約返戻金額	

❶契約日に、指定通貨、予定利率、被保険者の年齢および性別に応じて明治安田が定めます。
❷予定利率計算基準日における予定利率が最低保証予定利率を上回る場合は、「基本保険金額に基づき計算される金額」を「予定利率計算基準日における予定利率に基づき算出される金額」に増額します。ただし、最後の予定利率計算基準日を過ぎると、予定利率を更新しないため、金額は増加しません。
※保険金等は原則、指定通貨建でお支払いします。円支払特約を付加・適用した場合は、円でお支払いします。
※保険金等について、すえ置支払いや年金支払いを選択することはできません。
※災害死亡保険金と死亡給付金は重複してお支払いしません。
※高度障害保険金はありません。

■ 保険金等をお支払いできない場合

参照 保険金等をお支払いできない場合については27ページをご覧ください。

■ 特約について

円入金特約

- この特約を付加することで、円により一時払保険料をお払い込みいただけます。
- 円によりお払い込みいただいた金額を、明治安田が所定の為替レートで指定通貨に換算し、換算後の金額を保険契約締結の際の基本保険金額とします。
- この特約に適用する為替レートは、明治安田が一時払保険料相当額を受け取った日（指定口座への着金日）における明治安田所定の為替レートとなります。
ただし、その日が明治安田または明治安田が指定する金融機関の休業日の場合は、その直後の営業日とします。

円支払特約

- この特約を付加・適用することで、死亡保険金、解約返戻金等を円でお受け取りいただけます。
- この特約は、死亡保険金や解約返戻金等のご請求の際に、ご契約者または受取人からのお申し出により適用されます。
- この特約に適用する為替レートは、以下の適用日における明治安田所定の為替レートとなります。

次ページへ

種類	為替レート適用日*1
死亡保険金等	所定の書類が明治安田に到達した日
解約返戻金	所定の書類が明治安田に到達した日または、 明治安田の定める方法により解約手続きが完了した日

＊1 その日が明治安田または明治安田が指定する金融機関の休業日の場合は、その直後の営業日とします。

参照 円入金特約・円支払特約にかかる明治安田所定の為替レートについては、23ページをご覧ください。

予定利率について

予定利率	●保険金等を算出する際に基準となる利率であり、積立金に適用されます。 ●毎月２回（１日と１６日）、明治安田が設定*2します。 ●指定通貨、契約日または予定利率計算基準日における被保険者の年齢に応じて設定します。 ●契約日および予定利率計算基準日に予定利率を定め、その日から直後に到来する予定利率計算基準日の前日まで適用します。直後に到来する予定利率計算基準日がない場合は、最後の予定利率計算基準日における予定利率を、その日以後の期間適用します。 ●一時払保険料や積立金が予定利率でそのまま複利運用されるものではありません。 また、実質的な利回りとは異なります。
予定利率 計算基準日	●予定利率を更新する日です。契約日から10年ごとの年単位の契約応当日とします。 ただし、予定利率計算基準日における被保険者の年齢が96歳以上である場合は、その日を最後の予定利率計算基準日とし、その後は予定利率を更新しません。
最低保証 予定利率	●予定利率計算基準日に適用される予定利率は、最低保証予定利率を下回ることはありません。この商品の最低保証予定利率は0.25%です。

＊2 外国国債（米ドル建はアメリカ合衆国国債、豪ドル建はオーストラリア連邦国債）の流通利回りをもとに設定します。

実質的な利回りについて

●この商品では、「10年経過時点の解約返戻金額」の基本保険金額に対する年換算利回り（複利）を実質的な利回りとしております。
●保険期間中の解約返戻金がこの利回りで増加するものではありません。
●実質的な利回りは契約年齢、性別および予定利率により異なりますので、「生命保険ご提案書」等にてご確認ください。

積立金について

●将来の保険金等のお支払いのために、明治安田が積み立てる金額です。
●契約初期費用・保険契約関係費用を差し引いた後の金額であり、期間の経過とともに増加します。
●ご契約時にご契約の締結に必要な費用が差し引かれますので、ご契約後一定期間内は積立金が基本保険金額を下回ります。

4 お申し込みに際して

この商品は生命保険です

この商品は明治安田生命保険相互会社を引受保険会社とする生命保険です。このため、預金とは異なり、預金保険制度の対象ではなく、また、元本割れすることがあります。

お取り扱いの内容

指定通貨		米ドル・豪ドル❶	
保険料の払込方法・保険期間		一時払・終身	
契約年齢範囲		ご契約者：18歳～85歳（満年齢） 被保険者：18歳～85歳（満年齢）	
一時払保険料		指定通貨で お払い込みいただく場合	円で お払い込みいただく場合
	取扱単位	1,000米ドル・1,000豪ドル	10万円
	最低保険料	1万米ドル・1万豪ドル	100万円
	最高保険料	3億円相当額❷❸	3億円❸
基本保険金額の増額・減額		増額：取り扱いません　減額：取り扱います	
契約者貸付		取り扱いません	
最低保証予定利率		0.25%	
告知		職業告知	
死亡保険金受取人の範囲		原則、被保険者の3親等内の親族	

❶ご契約後の指定通貨の変更はできません。
❷明治安田が毎年設定する通算用為替レートで3億円を指定通貨に換算した金額が上限となります。
❸同一被保険者がすでに明治安田の商品に加入済の場合は、上記金額までご加入いただけないことがあります。

※市場金利情勢等によっては、お取り扱いの内容が変更となる場合があります。
※ご契約の具体的な内容については、生命保険証券等を必ずご確認ください。

5 配当金について

■ 配当金

- 配当金は、資産の運用成果による剰余金が生じた場合、ご契約後6年目から5年ごとの契約応当日に円でお支払いします。ただし、**資産の運用実績によっては、配当金をお支払いできないことがあります。**
- 配当金は明治安田所定の利率＊で積み立てておき、ご契約者から請求があったとき、または、死亡保険金や解約返戻金等をお支払いするときにあわせてお支払いします。

  ＊この利率は金利水準等の状況変化により変動することがあります。

参照 適用される利率については明治安田ホームページ（裏表紙参照）をご覧ください。

6 解約返戻金と市場価格調整について

- 保険期間中はいつでもご契約を解約・減額して解約返戻金を受け取ることができます。なお、解約された場合、その保険の持つ効力はすべて失われます。

  ※解約返戻金は原則、指定通貨建でお支払いします。
- **解約返戻金額は積立金額に市場価格調整を適用して計算されます。このため、解約返戻金額が基本保険金額を下回り、損失が生じるおそれがあります。**

【解約返戻金の例】

契約例	被保険者の契約年齢：70歳　性別：男性 適用されている予定利率：3.50%　解約計算日に定める利率：下表のとおり 指定通貨：米ドル　予定利率適用期間：10年　基本保険金額：100,000米ドル

経過年数（年）	積立金額（米ドル）	解約返戻金額（米ドル）					
		解約計算日に定める利率 6.50%（3.0%上昇）		解約計算日に定める利率 3.50%（±0%）		解約計算日に定める利率 0.50%（3.0%低下）	
			返戻率（%）		返戻率（%）		返戻率（%）
1	99,240	76,091	76.0	98,381	98.3	128,164	128.1
3	105,650	85,931	85.9	104,938	104.9	128,903	128.9
5	112,490	97,057	97.0	111,948	111.9	129,665	129.6
7	119,210	109,109	109.1	118,865	118.8	129,819	129.8
10	130,500	130,500	130.5	130,500	130.5	130,500	130.5

※解約返戻金額は、解約計算日に定める利率と、適用されている予定利率との利率の変動幅が＋3.0%、±0%、－3.0%の場合において、解約計算日に定める利率に0.1%を加算した市場価格調整を適用して1ドル未満を切り捨てて表示しています。
※返戻率は、「解約返戻金額÷基本保険金額×100」の値を小数第2位以下を切り捨てて表示しています。
※経過年数は、契約日から各年の契約応当日の前日までの年数を表示しています。

⚠上記の数値は計算例です。具体的な数値は「生命保険ご提案書」にてご確認ください。

参照 解約返戻金の計算方法についてくわしくは20ページへ

■ 市場価格調整

- 市場価格調整とは、市場金利の情勢に応じた運用資産の価値の変動を解約返戻金額に反映させる手法をいいます。このため、解約または減額等の際の市場金利に応じて解約返戻金額が増減します。
- 具体的には、**解約の際の市場金利がご契約時と比較して上昇した場合には、解約返戻金額は減少することがあり、逆に、低下した場合には解約返戻金額は増加することがあります。**
- 予定利率計算基準日の直前の1ヵ月間は市場価格調整率がゼロとなるため、解約返戻金額は積立金額と同額となります。
- 最後の予定利率計算基準日以後は、市場価格調整を行いません。したがいまして、解約返戻金額は積立金額と同額となります。

■ 解約返戻金の計算方法

解約返戻金額＝解約計算日＊1における積立金額×（1－市場価格調整率（注））

（注）市場価格調整率は、以下の算式により計算された率とします。

$$1 - \left[\frac{1 + \text{適用されている予定利率}^{*2}}{1 + \text{解約計算日に定める利率}^{*3} + \text{解約計算日に明治安田が定める率}^{*4}} \right]^{\text{残存月数}^{*5}/12}$$

＊1 所定の書類が明治安田に到達した日、または、明治安田の定める方法により解約手続きが完了した日をいいます。
＊2 解約計算日にこの保険契約に適用されている予定利率とします。
＊3 指定通貨および適用されている予定利率の設定日における被保険者の年齢に応じて、解約計算日に明治安田が定める利率とします。
＊4 解約返戻金額の計算に用いる利率を設定する時期と解約計算日の間に生じる金利変動や、運用資産の売却に係る取引費用等に備えるため、解約返戻金額を計算する際の市場価格調整において所定の係数（0.10%を上限として明治安田が定めた率）を設定します。このため、契約時の市場金利と解約計算日の市場金利が同一であっても、解約計算日の積立金に対して所定の率が控除されます。

解約計算日における積立金額に対して控除される割合（控除率）の例
【適用されている予定利率：3.50%　解約計算日に定める利率：3.50%　所定の係数：0.10%の場合】

残存年数	10年	9年	8年	7年	6年	5年	4年	3年	2年	1年	0年
控除率	0.97%	0.87%	0.77%	0.68%	0.58%	0.49%	0.39%	0.29%	0.20%	0.10%	0.00%

※残存年数は次回の予定利率計算基準日までの年数を表示しています。
※控除率は残存月数を残存年数×12ヵ月として算定し、それぞれ%表示上の小数第3位以下を切り上げて表示しています。

＊5 解約計算日から起算して、直後に到来する予定利率計算基準日の前日までの月数（1ヵ月単位）をいい、1ヵ月未満の端数があるときは、これを切り捨てます。

＜解約返戻金の変動イメージ　解約時に明治安田が定める率が0.10%の場合＞

適用されている予定利率	＜	解約計算日に定める利率＋0.10%	➡ 解約返戻金は積立金を**下回り**ます
適用されている予定利率	＞	解約計算日に定める利率＋0.10%	➡ 解約返戻金は積立金を**上回り**ます

7 「為替リスク」および「金利変動リスク」について

この商品は、「為替リスク」「金利変動リスク」により損失が生じるおそれがあります。

参照 「為替リスク」「金利変動リスク」についてくわしくは、24ページをご覧ください。

8 お客さまにご負担いただく諸費用について

この商品にかかる費用は「契約初期費用」「保険契約関係費用」「外貨のお取り扱いにかかる費用」の合計額となります。

参照 諸費用についてくわしくは、23・24ページをご覧ください。

II
契約締結前交付書面（契約概要・注意喚起情報）

注意喚起情報

■「注意喚起情報」には、ご契約のお申し込みに際して特にご注意いただきたい事項を記載しています。
■特に、保険金等をお支払いできない場合等、お客さまにとって不利益な情報が記載された部分については、あらかじめご了解のうえ、お申し込みいただきますようお願いします。
■この「注意喚起情報」のほか、ご契約の内容に関する事項は、「ご契約のしおり　定款・約款」に記載しておりますのでご確認ください。

お客さまにご負担いただく諸費用について

この商品ではお客さまには以下の「■ **契約初期費用**」「■ **保険契約関係費用**」「■ **外貨のお取り扱いにかかる費用**」の合計額を負担していただきます。

■ 契約初期費用

ご契約の締結にかかる費用	基本保険金額に対して3.80%を乗じた金額を契約時に控除します。

■ 保険契約関係費用

●ご契約後は、以下の費用を積立金から毎年控除します。

ご契約の維持・管理にかかる費用	被保険者の契約年齢、性別およびご契約後の経過期間等により異なるため、表示しておりません。
保険金等にかかる費用	

「契約初期費用」「保険契約関係費用」は一時払保険料以外に別途お払い込みいただくものではありません。死亡保険金額や解約返戻金額等は、すでにこの費用が差し引かれた後の金額となります。

■ 外貨のお取り扱いにかかる費用

●円入金特約・円支払特約を付加・適用する場合は、以下の明治安田所定の為替レートを適用します。この為替レートには為替手数料があらかじめ含まれています。

円入金特約における為替レート	ＴＴＭ＋25銭
円支払特約における為替レート	ＴＴＭ－25銭

※対顧客電信売買相場仲値（ＴＴＭ）は、明治安田の指定する金融機関が公示する値になります。
※明治安田所定の為替レートの算出式（ＴＴＭ－25銭）は将来変更される場合があります。

➔次ページへ

●一時払保険料を指定通貨によりお払い込みいただく場合や、死亡保険金や解約返戻金等を指定通貨でお受け取りいただく場合は、送金手数料または口座引出手数料等の手数料が別途必要となる場合があります（取扱金融機関により異なります）。

この商品にかかるリスク（損失が生じるおそれ）について

この商品は、「為替リスク」および「金利変動リスク」があります。
これらのリスクはご契約者または保険金受取人が負います。

■ 為替リスク

●ご契約後の為替レートの変動により、死亡保険金や解約返戻金等をお支払いする際の為替レートで円換算した金額は、ご契約時の為替レートで円換算した保険金額や解約返戻金額等を下回るおそれがあります。さらに、ご契約時の為替レートで円換算した一時払保険料（円入金特約を付加し、円で払い込まれた場合は、円で入金した金額）を下回り、損失が生じるおそれもあります。

■ 金利変動リスク（市場価格調整）

●解約・減額する場合の解約返戻金額の算出にあたり、市場金利の情勢に応じた運用資産の価値の変動を解約返戻金額に反映させる市場価格調整を行います。このため、解約返戻金額が基本保険金額を下回り、損失が生じるおそれがあります。

1 8日以内であれば、お申し込みの撤回またはご契約の解除をすることができます（クーリング・オフ制度）

■ご契約の申込日または本書面の交付日のいずれか遅い日から、その日を含めて8日以内（土・日・祝日、年末年始等の休日を含みます）であれば、書面または電磁的記録*によりお申し込みの撤回またはご契約の解除（以下「お申し込みの撤回等」）をすることができます。この場合には、お払い込みいただいた金額をお払い込みいただいた通貨でお返しします。

＊電磁的記録によるお申し出の主たる窓口として、明治安田ホームページ（裏表紙参照）の専用申出フォーム（以下「専用申出フォーム」）からお申し出いただく方法を設定しております。

■クーリング・オフのお申し出をされた場合に返金する金銭は、明治安田に保険料としてお払い込みいただいた通貨で返金するため、円入金特約が付加されているかによりお返しする通貨が異なります。くわしくは、下記の表をご参照ください。

	保険料のお払い込み	クーリング・オフに伴うご返金
円入金特約を付加する場合	円貨*1	円貨*3
円入金特約を付加しない場合	外貨*2	外貨*4

＊1　円入金特約付加に伴う所定の費用（通貨の換算に関する費用）が発生します。

＊2　金融機関代理店で円貨を外貨に両替する場合、所定の手数料が発生します。また、お客さまの口座から明治安田所定の口座へ振込を行うための、所定の手数料が発生します。

＊3　円貨でお払い込みをいただいた金額と同額を返金いたします。

＊4　外貨でお払い込みをいただいた金額と同額を返金いたします。ただし、外貨での返金となるため、当初の資金が円貨の場合（金融機関代理店で外貨に両替した場合）、以下により、返金額が円貨ベースでは元本割れすることがあります。
①円貨から外貨への両替にかかる金融機関所定の手数料　②外貨から円貨への両替にかかる金融機関所定の手数料　③送金および着金にかかる金融機関所定の手数料　④為替差損（為替差益）

※お申し込みの撤回等のお手続き終了までには、お申込内容の確認等のために時間を要する場合があります。また、すでに保険証券を発送している場合があります。

■お申し込みの撤回等は、書面の発信時（郵便の消印日付）または専用申出フォームによるお申し出時に効力を生じます。書面によるお申し込みの撤回等の場合は、郵便により次の①～③の内容を記載した書面を明治安田あて上記期限内に発信してください。

①ご契約者の氏名（自署）・フリガナ・住所・電話番号
②保険契約申込日・商品名・一時払保険料・契約者ご本人名義の返金先口座（金融機関・支店名、預金種目、口座番号、口座名義人氏名[カナ・漢字]）
③お申し込みの撤回等をする旨の文言

【書面の送付先】
〒135-0016　東京都江東区東陽2-2-11
明治安田生命保険相互会社
金融代理店サービスオフィス

※書面は、個人情報保護の観点から、封書によるお申し出をおすすめします。

【お申し込みの撤回等の書面記入例】

明治安田生命保険相互会社　　行
私は20〇〇年〇月〇日に〇〇銀行〇〇支店にて
申し込んだ下記契約の申し込みを撤回します。
申込者（ご契約者）（フリガナ）〇〇〇〇〇
商品名　〇〇〇〇〇
一時払保険料　〇〇〇,〇〇〇
（お払い込みの通貨でご記入ください）
返金先口座　〇〇銀行　〇〇支店
（契約者ご本人口座に限ります）　普通 口座番号〇〇〇〇〇〇〇
口座名義人（フリガナ）〇〇〇〇
住所　〇〇県〇〇市〇〇町〇-〇-〇
電話番号　〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇
（日中連絡先を記載ください）
氏名　〇〇〇〇〇
（ご契約者が自署してください）

参照 クーリング・オフ制度についてくわしくは、「ご契約のしおり　定款・約款」をご確認ください。

2 職業等については、ありのままを告知してください（告知義務）

■ご契約者や被保険者には職業等について告知をしていただく義務があります。生命保険は、多数の人々が保険料を出しあって、相互に保障しあう制度です。したがいまして、初めから危険度の高い職業に従事されている方等が無条件に契約されますと、保険料負担の公平性が保たれません。ご契約にあたっては、職業等、明治安田がおたずねすることについて、事実をありのままに正確にもれなくお知らせ（告知）ください。

■告知受領権（告知をお受けできる権限）は明治安田が有しています。募集代理店の担当者（生命保険募集人）には告知受領権がなく、担当者に口頭でお話しされても告知していただいたことにはなりませんので、ご注意ください。

■明治安田の確認担当職員または明治安田で委託した確認担当者が、ご契約のお申込後、ご契約のお申込内容等について確認させていただくことがあります。

■告知いただくことがらについて、故意または重大な過失によって、事実を告知されなかったり、事実と違うことを告知された場合、責任開始日から2年以内であれば、明治安田は「告知義務違反」としてご契約を解除することがあります。

■募集代理店の担当者（生命保険募集人）等が、告知をすることを妨げた場合または告知をしないことや事実でないことを告げることを勧めた場合には、明治安田はご契約を解除することはできません。
ただし、明治安田がおたずねした告知事項について、担当者等によるこうした行為がなかったとしても、ご契約者または被保険者が事実を告げなかった場合または事実でないことを告げたと認められる場合には、明治安田はご契約を解除することができます。

※ご契約を解除した場合には、たとえ保険金等をお支払いする事由が発生していても、これをお支払いすることはできません。この場合には、解約の際にお支払いする返戻金があればご契約者にお支払いします。

3 告知と一時払保険料相当額のお払い込みがともに完了したときから、明治安田はご契約上の責任を開始します（保障の開始）

■お申し込みいただいたご契約を明治安田が承諾した場合には、告知と一時払保険料相当額のお払い込みがともに完了したときから、ご契約上の保障が開始されます。

■募集代理店の担当者（生命保険募集人）は、お客さまと明治安田の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。したがいまして、保険契約は、お客さまからの保険契約のお申し込みに対して明治安田が承諾したときに有効に成立します。なお、この商品にご契約の際は、必ず外貨建保険販売資格をもつ募集代理店の担当者（生命保険募集人）にご相談ください。

4 次のような場合には、保険金等をお支払いできないことがあります

■免責事由に該当する場合（例：責任開始日から3年以内における被保険者の自殺による死亡、ご契約者または死亡保険金受取人の故意による被保険者死亡等）。

■災害死亡保険金について責任開始時前に発生した災害や発病した所定の特定感染症を原因とする場合。

■告知していただいた内容が事実と相違し、ご契約が告知義務違反により解除となった場合。

■保険金等を詐取する目的で事故を起こしたとき（未遂を含みます）や、ご契約者、被保険者または死亡保険金受取人が、反社会的勢力に該当すると認められたとき等、重大事由によりご契約が解除された場合。

■保険契約について、詐欺の行為がありご契約が取消しとなった場合や、保険金等の不法取得目的の行為がありご契約が無効となった場合。

5 解約・減額と返戻金について

■保険期間中はいつでもご契約を解約・減額して解約返戻金を受け取ることができます。なお、解約された場合、その保険の持つ効力はすべて失われます。

この保険には**お客さまにご負担いただく諸費用や市場価格調整があるため、解約返戻金額が基本保険金額を下回り、損失が生じるおそれがあります。**

参照 お客さまにご負担いただく諸費用については、23・24ページをご覧ください。

参照 解約返戻金額の計算方法については、20ページをご覧ください。

■基本保険金額の減額は、以下の範囲で取り扱います。この場合、ご契約は減額分だけ解約されたものとします。

●減額後の基本保険金額が1万指定通貨以上、かつ、1,000指定通貨単位となること

※基本保険金額1万指定通貨以下でご契約された場合、減額は取り扱いません。

6 為替リスクについて

■この商品は**外貨建のため為替リスクがあります。**

■ご契約後の為替レートの変動により、死亡保険金や解約返戻金等をお支払いする際の為替レートにより円換算した金額は、ご契約時の為替レートにより円換算した死亡保険金額等を下回り、損失が生じるおそれがあります。

さらに、ご契約時の為替レートにより円換算した一時払保険料（円入金特約を付加し、円で払い込まれた場合は、円で入金した金額）を下回り、損失が生じるおそれもあります。

7 保険金額等が削減される場合について

■保険会社の業務または財産の状況の変化により、ご契約時にお約束した保険金額等が削減されることがあります。

■明治安田は生命保険契約者保護機構に加入しています。生命保険契約者保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合、生命保険契約者保護機構により、保険契約者保護の措置が図られることがありますが、この場合にも、ご契約時の保険金額等が削減されることがあります。

詳細に関するお問い合わせ先：

生命保険契約者保護機構　TEL 03-3286-2820

〔月曜～金曜（祝日・年末年始を除く）午前9時～正午、午後1時～午後5時〕

ホームページ　https://www.seihohogo.jp/

8 現在ご契約の保険契約を解約・減額することを前提に、新たな保険契約のお申し込みをご検討されている方へ

■現在ご契約の保険契約を解約・減額するときは、一般的に次の点について、ご契約者にとって不利益となります。

●多くの場合、解約返戻金は、お払込保険料の合計額より少ない金額となります。

●新たなご契約は、現在のご契約と予定利率等が異なる場合があります。予定利率等が異なった場合、新たなご契約の保険金・給付金等は現在のご契約の金額を下回る場合があります。

●現在のご契約と新たなご契約とで支払事由が異なることにより、現在のご契約の保障内容が新たなご契約では保障されない場合があります。

●一定期間の契約継続を条件に発生する配当の請求権等を失う場合があります。

●一般の契約と同様に告知義務があります。告知内容によっては、新たなご契約のお申し込みをお断りしたり、正しい告知をされなかったためにご契約が解除・取消しとなることがあります。

9 相互会社の社員の権利義務について

■明治安田は相互会社の形態をとっており、保険業法に基づき、意思決定機関として「総代会」を設置しています。相互会社では、ご契約者お一人おひとりが会社の構成員すなわち「社員」となります。社員の権利には、保険金等の支払請求権、社員の代表たる総代を選出する社員投票の権利等があり、主な義務としては保険料の払込義務があります。

10 生命保険の税金について

■円入金特約・円支払特約を付加・適用する等して、円で金銭の授受を行った場合は、その金額がそのまま課税の基準となります。

■指定通貨で金銭の授受を行った場合は、以下の基準により指定通貨を円に換算して、円建の生命保険と同様に取り扱います。

項目	為替レート適用日	適用する為替レート
保険料	明治安田が保険料を受け取った日	最終対顧客電信売買相場仲値（ＴＴＭ）
死亡保険金等	【相続税・贈与税の対象となる場合】被保険者が死亡された日	最終対顧客電信買相場（ＴＴＢ）
	【所得税・住民税の対象となる場合】被保険者が死亡された日	最終対顧客電信売買相場仲値（ＴＴＭ）
解約返戻金	解約計算日	

※円換算額が課税の対象となるため、外貨建の受取金額が基本保険金額（外貨建の一時払保険料）を下回ることがあります。

■ 生命保険料控除について

お払い込みいただいた一時払保険料は、その年の一般の生命保険料控除の対象となります。その年にお払い込みいただいた他の生命保険料と合算し、一定の金額が総所得金額から控除されます。

※一時払のため、当該年のみの適用となります。ご契約2年目以降は適用の対象となりません。

※個人年金保険料控除、介護医療保険料控除の対象とはなりません。

■ 解約返戻金受取時にかかる税金について

以下の課税対象額が、所得税（一時所得）・復興特別所得税・住民税の対象となります。

$$\text{課税対象額} = \left[\text{解約返戻金} - \begin{matrix}\text{必要経費}\\(\text{既払込保険料})\end{matrix} - \begin{matrix}\text{特別控除}\\(50\text{万円限度})\end{matrix} \right] \times \frac{1}{2}$$

※他の一時所得と合算します。

※「必要経費」とは既払込保険料です。ただし減額された際の必要経費は、返戻金が既払込保険料以下の場合、返戻金と同額となり課税所得は発生しません（最終的に解約返戻金受取時に清算されます）。

■ 死亡保険金等受取時にかかる税金について

ご契約者（保険料負担者）・被保険者・死亡保険金受取人の関係によって、相続税、所得税（一時所得）・復興特別所得税・住民税、または贈与税の対象となります。

※ご契約者と被保険者が同一で、死亡保険金受取人が相続人の場合、
500万円×法定相続人の数（相続を放棄した人を含む）が非課税扱いとなります。

〔ご契約例〕

	ご契約者（保険料負担者）	被保険者	死亡保険金受取人	税の種類
①	本人	本人	配偶者（子）	相続税
②	本人	配偶者（子）	本人	所得税（一時所得）・復興特別所得税・住民税
③	本人	配偶者（子）	子（配偶者）	贈与税

参照 税務の取り扱いについてくわしくは、「ご契約のしおり　定款・約款」をご覧ください。

※本書面に記載されている税務の取り扱い等については、2025年3月現在の税制に基づくものです。今後、税制の変更にともない、保険料のお払い込み、保全お手続き、保険金等のお受け取り、相続等に関する税務の取り扱いが変わる場合があります。なお、個別の取り扱いについては、所轄の税務署や税理士等専門家に必ずご相談・ご確認ください。

11 生命保険のお手続きやご契約に関する苦情・ご相談について

■ご契約に関する苦情・ご相談、ご契約内容の照会、各種お手続きについては、「明治安田コミュニケーションセンター」へご連絡ください。

明治安田コミュニケーションセンター
月曜～金曜9:00～18:00　土曜9:00～17:00
（いずれも祝日・年末年始を除く）
携帯OK　0120-453-860（ようこそ　ハロー）

■この商品に係る指定紛争解決機関は一般社団法人 生命保険協会です。

■一般社団法人　生命保険協会の「生命保険相談所」では、電話・文書（電子メール・FAXは不可）・来訪により生命保険に関するさまざまなご相談・ご照会・苦情をお受けしております。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしております。
（ホームページアドレス　https://www.seiho.or.jp/）
なお、生命保険相談所が苦情のお申し出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1ヵ月を経過しても、ご契約者等と生命保険会社との間で解決がつかない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、ご契約者等の正当な利益の保護を図っております。

12 保険金・返戻金等のご請求について

■電話での解約手続きには、送金口座・暗証番号の事前登録が必要です。また、WEBでの解約手続きには、送金口座とワンタイムパスワード受信のための携帯電話番号の事前登録が必要です。

■お客さまからのご請求に応じて、保険金等のお支払いを行う必要がありますので、保険金等のお支払事由が生じた場合だけでなく、お支払いの可能性があると思われる場合や、ご不明な点が生じた場合等についても、すみやかに「明治安田コミュニケーションセンター」にご連絡ください。

■明治安田からのお手続きに関するお知らせ等、重要なご案内ができないおそれがありますので、ご契約者が住所等を変更された場合には、必ず明治安田にご連絡ください。

■お支払事由が発生する事象、ご請求手続き、保険金等をお支払いする場合またはお支払いできない場合については、「ご契約のしおり　定款・約款」・ホームページ（裏表紙参照）に記載しておりますので、あわせてご確認ください。

ご契約のしおり 定款・約款（MY Web約款）のご案内

「ご契約のしおり 定款・約款」は以下の2種類の方法でご確認いただけます。

1 二次元コード（下記コード）

こちらからアクセスして、
「いつでも」「どこでも」「簡単に」
ご確認いただけます

2 明治安田ホームページ（https://www.meijiyasuda.co.jp/）**からもご確認いただけます。**

明治安田トップページの「コンテンツ」から MY Web約款 金融機関窓口販売用 を選択ください。

■「ご契約のしおり 定款・約款」の冊子をご希望のお客さま

・お申し込み手続きの際に、「ご契約のしおり 定款・約款」の冊子のご希望を確認させていただいております。ご希望いただきました保険契約者さまには、後日送付いたします。
・お申し込み後でも、「ご契約のしおり 定款・約款」の冊子をご希望される場合は請求いただくことができます。ご希望の場合は、明治安田コミュニケーションセンターへお申し出ください。

※これらのサービス・取扱条件は、2025年4月現在のものであり、将来変更される場合があります。

MEMO

お客さま専用サイト

MYほけんページの初期登録の方法

お客さま専用サイト「MYほけんページ」についてくわしくは9ページへ

STEP 1 「MYほけんページ」紹介ページへアクセス

1 お手元に**「MYほけんページIDのお知らせ」**をご準備ください。

▼MYほけんページIDのお知らせ

MYほけんページID	999-9999-9999-99999

★契約成立後、2週間程度で発送しますので、到着後は大切に保管ください。
★封書で通知される場合があります。

2 スマートフォンで二次元コードを読み取り、当社公式ホームページ内の「MYほけんページ」紹介ページへアクセスしてください。

MY ほけんページ
登録はこちらから

STEP 2 初期設定

3 「新規登録」を押下後、「②ログインパスワード登録」まで画面をスクロールしてください。登録済みの暗証番号（4桁）を「覚えている」、ログインパスワードについて「初めての登録」を押下ください。

4 「MYほけんページID」、「生年月日」、「登録済みの暗証番号（4桁）★」を入力し、「次の画面へ」を押下ください。

★新契約申込時にお客さまが設定した4桁の「暗証番号」を入力ください。

STEP 3 ログインパスワードの設定

5 「ログインパスワード」を設定してください。英数字混在8～20桁で入力後、「次の画面へ」を押下ください。

「ログインパスワード」の設定が完了したら、「ログイン」を押下ください。「ログインパスワード」は忘れないようにメモをとるなど、お客さまご自身で管理ください。

6 4で入力した「登録済みの暗証番号（4桁）★」を再入力し、「送信」を押下ください。

★新契約申込時にお客さまが設定した4桁の「暗証番号」を入力ください。

STEP 4 メールアドレスの登録

7 メールアドレスの登録をしてください。「登録・変更」にチェックを入れ、メールアドレスを入力してください。

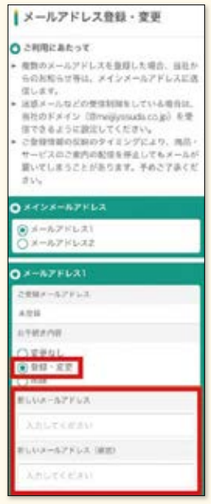

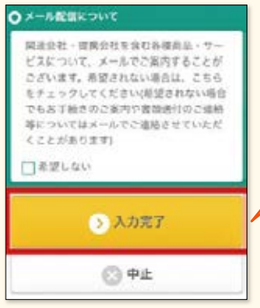

「入力完了」を押下すると**「MYほけんページ」のご利用が可能になります。**

＊これらのサービスは、2025年4月現在のものであり、将来変更されることがあります。

為替レート推移表（米ドル・豪ドル）

●本ページの記載は、情報提供を目的としたものであり、将来の見通しを示唆・保証するものではありません。
●本ページの記載は、特定の通貨を推奨するものではありません。
●本ページの記載は、信頼できる情報源から得たデータに基づき作成しておりますが、その正確性等について明治安田が保証するものではありません。

●米ドル／円と豪ドル／円の為替レートの推移（データ期間:1994年1月～2024年9月末）

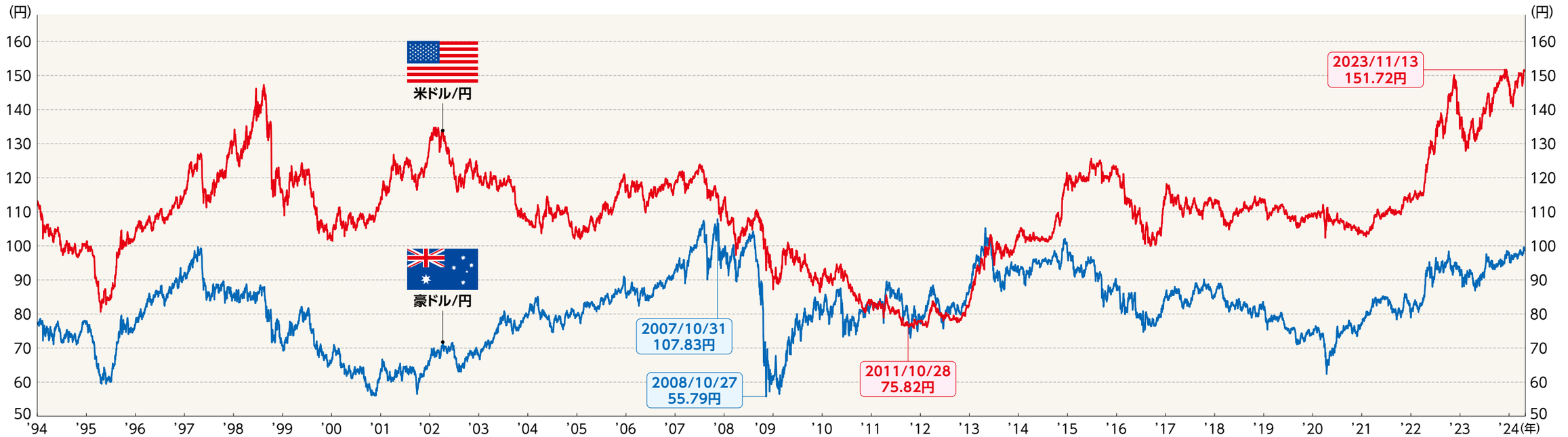

〔出所〕ブルームバーグのデータをもとに明治安田で作成

●過去のおもな出来事

1995	1996	1997	1998	1999	2000	2001	2003	2005	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025
・阪神淡路大震災 ・世界貿易機関発足	・日本版ビッグバン構想	・山一證券破綻 ・消費税５％ ・アジア通貨危機	・金融ビッグバン	・ユーロ誕生 ・日銀ゼロ金利	・介護保険制度スタート ・米国ＩＴバブル崩壊	・米国同時多発テロ ・日銀量的緩和	・イラク戦争 ・ＳＡＲＳ流行	・ペイオフ全面解禁 ・中国人民元切り上げ	・サブプライム問題	・リーマンショック ・北京オリンピック ・原油高騰	・民主党政権誕生 ・リスボン条約発効	・ギリシャ・アイルランド危機	・アラブ民主化 ・東日本大震災	・第二次安倍政権発足・アベノミクス	・日銀量的・質的金融緩和	・日銀追加金融緩和 ・消費税８％	・中国人民元切り下げ	・熊本地震 ・日銀マイナス金利導入	・トランプ政権誕生	・西日本豪雨 ・米中貿易摩擦	・消費税10％	・新型コロナウイルス流行	・バイデン政権誕生 ・東京オリンピック	・ロシア、ウクライナ侵攻	・新型コロナウイルス感染症「５類」移行	・日銀新紙幣発行	・第二次トランプ政権発足

アメリカ・オーストラリアについて

アメリカ［米ドル］

アメリカは全世界のGDPの約4分の1を占める世界一の経済大国です。
アメリカの米ドルは、取引量や流通量が世界で最も多い世界の「基軸通貨」です。

●主要国の名目GDP構成比（2023年）

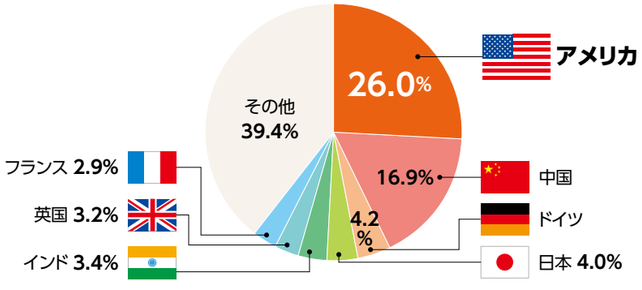

〔出所〕外務省「主要経済指標」（2024年9月）

●外貨為替市場に占める取引高シェア（2022年4月）

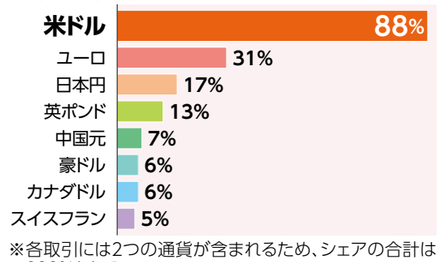

※各取引には2つの通貨が含まれるため、シェアの合計は200%となる。
〔出所〕国際決済銀行「Triennial Central Bank Survey（2022）」

オーストラリア［豪ドル］

豊富な天然資源や農産物、牛肉などの輸出に加え、人口増加による
内需拡大を背景として、今後も順調に経済成長していくと期待されています。

●オーストラリアの鉱物の生産量シェア（2023年）

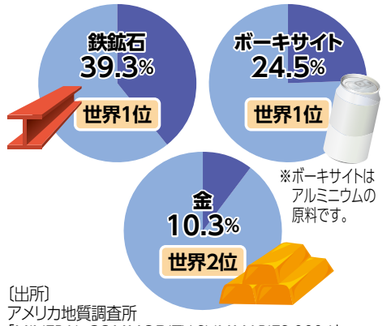

〔出所〕
アメリカ地質調査所
「MINERAL COMMODITY SUMMARIES 2024」

●オーストラリアの食料自給率（2021年）

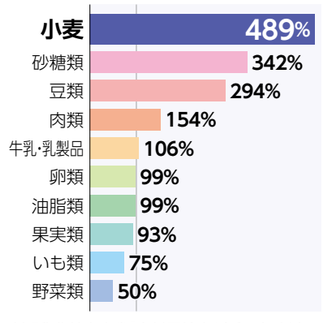

〔出所〕農林水産省「食料需給表（令和5年度）」

●オーストラリアの人口推移予測

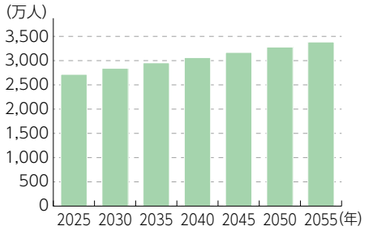

※中位推計値
〔出所〕国際連合「World Population Prospects 2024」

MEMO

MEMO

ご契約の際には、「ご契約のしおり 定款・約款」および本書面をご確認ください。

「ご契約のしおり 定款・約款」はご契約についての大切な事項、必要な保険の知識等についてご説明しています。

〔「ご契約のしおり 定款・約款」記載事項の例〕

- ●お申し込みの撤回または解除（クーリング・オフ制度）について
- ●告知義務について
- ●保険金等をお支払いできない場合について
- ●配当金について
- ●解約と返戻金について
- ●生命保険契約者保護機構について

「契約締結前交付書面（契約概要・注意喚起情報）」はお申し込みいただくご契約の内容や、ご契約にともなう重要なことがらのうち、特にご確認・ご注意いただきたい事項を記載しています。

生命保険募集人について

募集代理店の担当者（生命保険募集人）は、お客さまと明治安田の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。したがいまして、保険契約は、お客さまからの保険契約のお申し込みに対して明治安田が承諾したときに有効に成立します。なお、この商品にご契約の際は、必ず外貨建保険販売資格をもつ募集代理店の担当者（生命保険募集人）にご相談ください。

募集代理店からのお知らせ

- ●この商品にご契約いただくか否かが、募集代理店におけるお客さまの他のお取引に影響を及ぼすことはありません。
- ●募集代理店の苦情・ご相談の受付先については募集代理店にご確認ください。
- ●この商品は明治安田生命保険相互会社を引受保険会社とする生命保険です。このため、預金とは異なり、預金保険制度の対象ではなく、また、元本割れすることがあります。

明治安田コミュニケーションセンター

月曜～金曜9：00～18：00　土曜9：00～17：00
（いずれも祝日・年末年始を除く）

ようこそ　ハロー
携帯OK **0120-453-860**

募集代理店

引受保険会社

明治安田生命保険相互会社

本社　〒100-0005　東京都千代田区丸の内2-1-1
電話　03（3283）8111（代表）
ホームページ　https://www.meijiyasuda.co.jp/

募I2500002商品開発 BK-EF02R